

横浜市資源循環局

事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課

解体

自動車解体業に係る許可申請の手引き

はじめに

横浜市において自動車解体を業として営むためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、横浜市長の許可を受けなければなりません。

この手引きは、当該解体業の許可申請手続き等について説明しています。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 使用済自動車、解体自動車とは……

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了した物をいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

2 解体業の許可を受ける必要のある方は……

使用済自動車又は解体自動車の解体を、横浜市内で業として行おうとする場合は、横浜市長の許可を受けなければなりません。

○ 許可の種類

①	新規許可：新たに許可を取得しようとする場合の許可
②	許可更新：既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可 (5年ごとに更新)

★許可の基準等について

解体業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

施設 基準	使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること ・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合） ・ 廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）
	燃料採取場所について （解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）	・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油の地下浸透の防止措置を講ずること ・ 廃油が事業所から流出しないよう、ためます等及びこれに接続している排水溝を設けること
	解体作業場について	・ 燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること（ただし、手作業で適切かつ確実に回収されることが明らかな場合を除く） ・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること ・ 廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続する排水溝を設けること（ただし、解体作業場の構造上、廃油が流出するおそれが少なく、かつ、流出防止のための必要な措置が講じられている場合を除く） ・ 雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等床面に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、屋根等の設置が著しく困難で、かつ、十分な能力を有する油水分離槽を設けるなどの措置が講じられている場合を除く）
	取り外した部品を保管するための設備について	・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く） ・ 雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等部品に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）
	解体自動車を保管するための施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること

能力基準	・標準作業書※を常備し、従事者に周知していること ・事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること
欠格要件に該当していないこと	

※標準作業書とは、業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順等を記載したものです。記載する内容は以下のとおりとなっています。これに加えて、上記の基準の例外規定に当てはまる場合は、その旨明確に記載してください。

①使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
③使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品（エアバッグ等）及び鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収の方法を含む。）
④油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る）
⑤使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した物品、材料その他の有用なものの保管の方法
⑦使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
⑨火災予防上の措置

★新たに解体作業場を建設する場合には、近隣の住民の方のご理解を得るために、周知・説明等を行ってください。

3 許可までの手続きの流れ……

別紙「解体業の許可申請に係る手続きフロー」参照

4 申請手続きをするには……

(1) 事前協議等

解体業の許可を取得しようとする方は、事前の協議が必要となりますので、必ず当課に電話でお問い合わせください。

(2) 申請場所

横浜市内の事業所で解体業を行う場合は当課への申請となりますが、その他神奈川県内自治体の事業所で行う場合は、所在地を管轄する行政機関へお問い合わせください。

[行政機関の所管区域等]

行政機関名		所在地	電話番号	管轄区域
神奈川県	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 (県横須賀合庁内)	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	046(823)0210	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	県央地域県政総合センター環境部 (県厚木合庁内)	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046(224)1111	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
	湘南地域県政総合センター環境部 (県平塚合庁内)	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463(22)2711	平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西地域県政総合センター環境部 (県小田原合庁内)	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465(32)8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町
	神奈川県環境農政局 環境部資源循環推進課	〒251-8588 横浜市中区日本大通1	045(210)4149	(制度に関する問い合わせ)
横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課		〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 2 3 階	045(671)2511	横浜市
川崎市環境局生活環境部 廃棄物指導課		〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	044(200)2593	川崎市
相模原市環境経済局 環境部廃棄物指導課		〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	042(769)8335	相模原市
横須賀市資源循環部 廃棄物対策課		〒238-8550 横須賀市小川町11	046(822)8418	横須賀市
藤沢市環境部 環境総務課		〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466(50)3529	藤沢市
茅ヶ崎市 環境部資源循環課		〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467(82)1111	茅ヶ崎市

(3) 申請書の入手

申請書は当課にご来庁いただくか、本市のホームページからも入手することができます。

(4) 申請手続き

事前協議終了後、まず、申請書を提出していただき書類の確認を行います。申請書は手引き書をよくお読みいただいた上で、正本1部、副本1部の計2部を作成して、**当課まで直接持参されるか郵送で提出してください**。正本には、住民票の写しや登記簿謄本などは原本を添付していただきますが、副本はコピーで結構です。

(5) 許可申請手数料：別表参照

正式に申請書を受理した際に請求書（納入通知書）を発行しますので、当日中に金融機関にてお支払いいただきます。

(6) 申請手続きの際の注意点

☆申請書の提出および正式な受理手続きの際の来庁はどなたでもかまいませんが、**不受理による来庁**の際にはご指導する点がありますので、申請内容に精通されている方（**精通されている方なら、どなたでも可**）のご来庁をお願いします。

☆解体業を営んでいる事業者で、解体後ソフトプレス（破砕前処理）を行っている事業者は、破砕業の許可も必要となります。

☆申請書を審査した結果、不許可となる場合がありますのでご了承ください。また、既納された申請手数料は、返還できませんのでご注意ください。

5 許可更新申請の手続きについて

取得した許可の有効期限は5年間です。それ以降も引き続き解体業を行いたい場合は、許可更新申請の手続きを行うことが必要です。更新手続きは、有効期限が切れるまでに行う必要がありますが、目安として、有効期限の末日から2～3ヶ月前に行ってください。

【表】 許可申請手数料一覧

区 分	手数料(円)
解体業許可申請手数料	78,000
解体業許可更新申請手数料	70,000

6 許可後の解体業者の責務は……

(1) 引取義務

解体業者は、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなくてはなりません（法第15条）。

※正当な理由とは

- ①天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合等）
- ②使用済自動車に異物が混入している場合（使用済自動車に他のごみが詰められている場合等）
- ③使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（大量一括の持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
- ④使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合・条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合等）
- ⑤使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（盗難車であると分かっている引き取り等）

(2) 引渡義務

解体業者は、引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）を、他の解体業者、破砕者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。（法第16条第4項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡し的事实を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第16条第5項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

(3) 回収義務

解体業者は、使用済自動車を引き取ったときは、エアバッグ類（運転席や助手席のエアバッグシートベルトプリテンショナー等のインフレーター（ガス発生器部分）等）を回収しなくてはなりません。（法第16条第3項）

(4) 再資源化基準の遵守義務

解体業者は、使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、リサイクル（リサイクルが技術的・経済的に困難な場合は適正処理）を自ら若しくは委託して行わなくてはなりません。（法第16条第1項、第2項）

(5) 報告義務

解体業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡し実施報告を行わなくてはなりません。（法第81条第7～9項）

なお、法に定める手数料を納めて、移動報告を書面で提出することができます。（法第82条第3項）

※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者）等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

- ①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ②リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③関連制度への情報提供
- ④使用済自動車に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(6) 廃棄物処理基準に従う義務

解体業者が、使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。（法第122条第8項）

(7) 標識の掲示を行う義務

解体業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であって、氏名又は名称、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。（許可証の掲示でも可）

また、自社ホームページがある場合は、当該標識と同じ内容をホームページ上にも掲載しなくてはなりません。（法第65条）

(8) 掲示板設置の義務

使用済（解体）自動車を保管する場合は、その保管場所に「使用済（解体）自動車の保管場所である旨、保管する廃棄物の種類（使用済自動車又は解体自動車）、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、最大保管高さ」を記載した縦横それぞれ60cm以上の大きさの標識を掲示する必要があります。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条、第6条）

（掲示例）60cm×60cm以上

使用済自動車保管場所	
廃棄物の種類	使用済自動車 (廃プラスチック類、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず)
管理者の氏名 又は名称 (連絡先)	株式会社○△工業 担当：横浜太郎 (045-×××-××××)
最大保管高さ	4.5m

解体自動車保管場所	
廃棄物の種類	解体自動車 (廃プラスチック類、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず)
管理者の氏名 又は名称 (連絡先)	株式会社○△工業 担当：横浜太郎 (045-×××-××××)
最大保管高さ	3m

(9) 次の届出を行う義務（法第63条、第64条）

① 廃業等の届出

当該事実が発生した日から30日以内に届出

② 変更の届出

→【変更届[省令様式第7別]】

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 法人である場合は、その役員の氏名及び住所
 - ・ 政令で定める使用人※があるときは、その者の氏名及び住所
 - ・ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
 - ・ 事業の用に供する施設の概要
 - ・ その他主務省令で定める事項
- ・ 標準作業書の記載事項
 - ・ 解体業、破碎業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合は、当該許可に係る許可番号
 - ・ 解体作業場以外で使用済自動車又は解体自動車の積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限
 - ・ 法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上を取得又は出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 個人の場合、契約締結権限のある使用人があるときは、その者の氏名及び住所

※「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事業所又は従たる事務所）

(2) 前記に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

許可申請に係る添付書類

新規許可に係る添付書類	
1	法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことについての誓約書
2	解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場合を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（※運搬車両及び容器がある場合はその写真）
3	施設の所有権（又は使用権原）を証する書類（※ 運搬車両にあっては自動車検査証でも可）
4	事業計画書
5	収支見積書
6	住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。以下同じ。）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人の場合）
7	定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ※ 1（法人の場合）
8	役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法人の場合）
9	発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の株式数又は出資額並びに住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人株主の場合）又は登記事項証明書※ 1（法人株主の場合）
10	本店・支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
11	申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
12	申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

変更許可又は更新許可に係る添付書類 ※ 2

上記の 1～12 に加えて、現在の許可証の写し

※ 1 「登記事項証明書」とは商業登記法に係るものを添付してください。

※ 2 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（2 及び 3）は不要です。

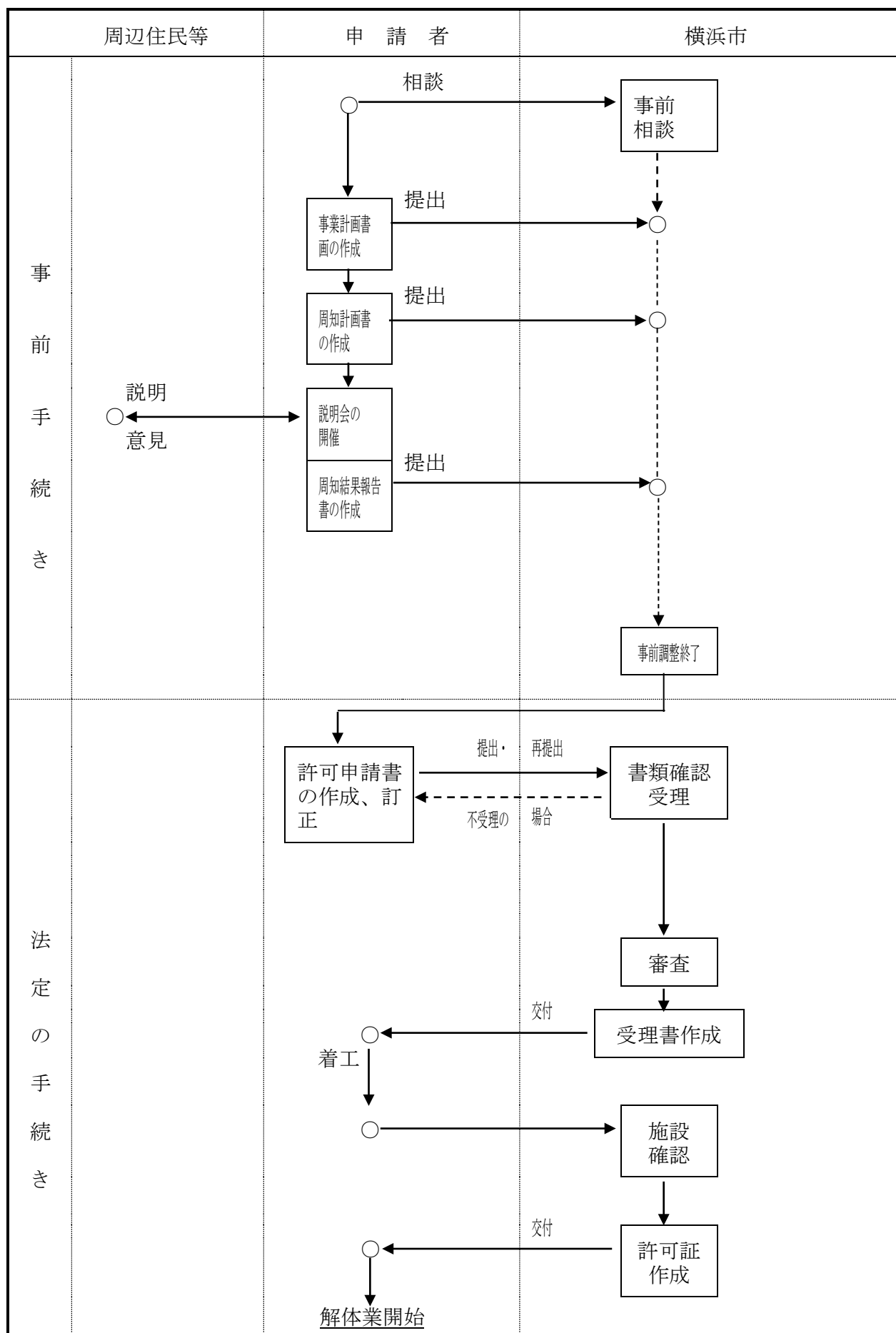
☆ 住民票の写し、登記事項証明書は発行から 3 ヶ月以内のものを添付してください。

変更の届出に係る添付書類	
変更の届出【変更届出書〔省令様式第7号〕】 当該事実が発生した日から 30 日以内に届出	
変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	○誓約書 ○住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。以下に同じ。） ○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
2 法人の名称及び所在地	○誓約書 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ○定款又は寄附行為
3 事業所の名称及び所在地	○誓約書 ○解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 ○解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
4 法人の役員及び政令で定める使用人の氏名及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し ○当該変更に係る者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
5 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	○誓約書 ○住民票の写し ○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
6 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名	○誓約書 ○定款又は寄附行為 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
7 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員に関する事項	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し ○当該変更に係る者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
8 事業の用に供する施設の概要	○誓約書 ○解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

	○解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること （解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
9 法人の場合、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類 ○当該変更に係る者が個人である場合、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ○当該変更に係る者が法人である場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
10 個人の場合、政令で定める使用人の氏名及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
11 その他主務省令で定める事項	○標準作業書の記載内容 ・誓約書及び新旧の標準作業書（当該変更内容がわかるもの） ○他に解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合における当該許可に係る許可番号 ・誓約書及び当該許可証の写し（新しい許可番号がわかるもの） ○解体作業場以外で使用済自動車又は解体自動車の積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限 ・誓約書及び当該場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該場所の付近の見取図（当該変更内容がわかるもの）

☆住民票の写し、登記事項証明書は発行から３ヶ月以内のものを添付してください。

解体業の許可申請に係る手続きフロー



注1) 上記の手続きフローは、横浜市の手続きを示したものです。

注2) 各段階で修正等を指導することがあります。

注3) 既存の業者に関しては、事前手続きを省略できます。